

更に右の給與型態の外に皆勤賞與制度があり、その支給率は次の如くなつてゐる。

皆勤賞與の支給率	
一ヶ月皆勤者	日給三日分
二ヶ月 "	" 四日分
三ヶ月 "	" 五日分
四ヶ月以上	" 五日分

しかしながらこの支給條件も厳密になつて居り、若し四ヶ月目に一回休んだとしたらその月の皆勤賞與は支給されない上に、翌月皆勤したとしても、最初の一ヶ月皆勤者の資格に還元されることになつてゐる。

以上、同社の賃金制度の内容を見て来たが、これによつて、賃金水準を判定するならば従業員側の陳願書にもある如く、相對的の低位に置かれてゐるようである。(勿論この場合同種産業及び他産業と比較して論じなければならぬが、こゝでは省略する。結論的に言へば、相對的に低位にあることは事實であり、就中、それよりも重要なこと